

## 「吉野川市鴨島公民館及び吉野川市鴨島老人福祉センター」

### 指定管理候補者の選定結果報告書

吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年吉野川市条例第72号）第12条の規定に基づき吉野川市教育委員会等公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、「吉野川市鴨島公民館及び吉野川市鴨島老人福祉センター」の指定管理候補者を次のとおり選定しましたので、その選定結果を報告します。

なお、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があることから、令和7年12月議会定例会の議決を経た後に正式に指定することになります。

#### 1 指定管理候補者一覧

○対象施設	
名 称	吉野川市鴨島公民館及び吉野川市鴨島老人福祉センター
位 置	吉野川市鴨島町鴨島甲1番地
指定管理候補者	
団体名	かもじま五九郎まちづくり株式会社
所在地	吉野川市鴨島町鴨島485番地43
○指定期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）	

#### 2 応募団体数及び名称

応募団体数 1団体

応募団体名 かもじま五九郎まちづくり株式会社

以上